

仕様書

件名 大阪府立大学教職員及び学生に対する健康診断
(定期・特殊・その他)に関する業務(単価契約)の委
託契約

1. 仕様書(教職員用)

別紙1 教職員健康診断実施計画書

別紙2 教職員定期健康診断項目

別紙3 教職員特殊健康診断項目

2. 仕様書(学生用)

別紙1 学生健康診断実施計画書

別紙2 学生定期健康診断検査項目

別紙3 学生特殊健康診断必要検査項目

別紙4 健康診断結果データ・レイアウト

別紙5 健康診断結果データ項目

別紙6 健康診断の受診結果報告様式(大学)

別紙7 健康診断の結果等報告様式(工業高等専門学校)

別記 個人情報取扱特記事項

公立大学法人大阪府立大学

2018年11月

仕 様 書 (教職員用)

1 件 名 大阪府立大学教職員及び学生に対する健康診断(定期・特殊・その他)に関する業務の
単価契約

2 委託期間 2019年4月1日から2020年3月31日まで

3 委託内容

大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス及び工業高等
専門学校の教職員に対する以下の健康診断等の実施

(1)定期健康診断等 (2次健康診断も含む)

- ① 雇入時健康診断
- ② 一般定期健康診断
- ③ 管理健康診断
- ④ 深夜業務従事者健康診断
- ⑤ 海外派遣労働者健康診断

(2)特殊健康診断(2次健康診断も含む)

- ① 電離放射線健康診断
- ② 特定化学物質健康診断
- ③ 有機溶剤健康診断
- ④ 高気圧業務健康診断
- ⑤ 鉛健康診断
- ⑥ 遺伝子組換え実験従事者健康診断
- ⑦ 特定業務従事者健康診断(病原体等実験従事者健康診断・ホルムアルデヒドを取り扱
う実験従事者健康診断・エチレンオキッドを取り扱う実験従事者健康診断)
- ⑧ じん肺健康診断
- ⑨ VDT 作業従事者健康診断
- ⑩ ウイルス肝炎検査
- ⑪ 小児期感染症抗体価検査

(3)その他の健康診断

- ① 婦人科検診
- ② 大腸検診
- ③ 胃検診
- ④ 水道技術管理者健康診断

4 各健康診断及び検診、検査における実施内容

3の委託内容に定める各健康診断及び健診、検査の実施内容は下記(1)～(3)のとおりとする。
また、各キャンパス及び工業高等専門学校で実施しない2次健診などの実施場所については、

本業務受託者が指定する健診場所(以下「受託者の健診施設」という。)とするが、当該受託者の健診施設は、受診者の利便性を考慮し、大阪市内で交通至便である場所に所在すること。なお、大阪市内及び大阪府立大学の事業所より交通至便である所に受託者の健診施設を有する場合は、この双方で検診を実施することがある。

発注予定数量は、あくまで想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注が、発注予定数量に満たない場合であっても、委託者は一切の責めを負わない。

(1) 定期健康診断等(2次健診含む)

① 雇入時健康診断

ア 実施時期 (ア)「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

(イ) 日程については、別途協議する。また、災害等により、中止、延期及び実施場所の変更等をする場合についても、別途協議するものとする。

(ウ) 中途採用があった場合は、その都度、日程等を協議し実施するものとする。

イ 実施場所 別途協議する。

ウ 検査項目 「教職員定期健康診断検査項目」(別紙2)のとおり

エ 予定人数(一年間分) 65人(うち2次健診は、2人)

オ その他 VDT 作業従事者の配置前検診も同時に行う。

特殊健康診断の必要な対象者には特殊健康診断も同時に行う。

② 一般定期健康診断

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

(詳細は、別途協議する)

イ 実施場所 各キャンパス及び工業高等専門学校で設定

ウ 検査項目 「教職員定期健康診断検査項目」(別紙2)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 790人(うち2次健診は、160人)

羽曳野キャンパス 115人(うち2次健診は、40人)

りんくうキャンパス 181人(うち2次健診は、15人)

工業高等専門学校 158人(うち2次健診は、31人)

オ その他 (ア) 健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには各キャンパス及び工業高等専門学校担当者へ送付すること。

(イ) 対象教職員は、所属指定日以外でも受診することができる。

(ウ) 受付及び会場設営等についても受託者が行うこと。また、キャンパス及び工業高等専門学校において実施するレントゲン撮影に係る機器(巡回車)については、受託者において配置し実施すること。

(エ) 本学では、血液検査のうち4項目(白血球数、ヘマトクリット、血清尿酸、HbA1c)を法定項目に追加して実施しているが、本学が受診結果を受け取ることには同意しない受診者に対しては、法定項目のみでの受診としている。

(オ) 胸部 X 線間接撮影のみの受診がある。

(カ) 身体障害者の胸部 X 線撮影は、身体状況により検診車での撮影が困難

な場合は、受託者の健診施設で対応すること。

(キ)特殊健康診断の1回目を同時に実施し、検査項目の重複等をさけ効率化を図る。

③ 管理健康診断(胸部 X 線直接撮影)

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

(詳細は、別途協議する)

イ 実施場所 各キャンパス及び工業高等専門学校で設定

ウ 検査項目 「教職員定期健康診断検査項目」(別紙2)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 50人(うち2次健診は、2人)

羽曳野キャンパス 1人(うち2次健診は、1人)

りんくうキャンパス 7人(うち2次健診は、3人)

工業高等専門学校 6人(うち2次健診は、1人)

オ その他 (ア)健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには各キャンパス及び工業高等専門学校担当者へ送付すること。

(イ)胸部管理健診の胸部エックス線撮影は直接撮影で対応すること。

④ 深夜業務従事者健康診断

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

(詳細は別途協議する)

イ 実施場所 各キャンパスで設定

ウ 検査項目 「教職員定期健康診断検査項目」(別紙2)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

りんくうキャンパス 16人(うち2次健診は、2人)

オ その他 (ア)健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までにはりんくうキャンパス担当者へ送付すること。

(イ)1回目は一般定期健康診断に代える。

2回目は特殊健康診断2回目と同時に実施する。

(ウ)対象職員は、所属指定日以外でも受診することができる。

(エ)受付及び会場設営等についても受託者が行うこと。

(オ)中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、工業高等専門学校においても検査の必要に応じて別途協議すること。

⑤ 海外派遣労働者健康診断

ア 実施時期 海外出張の1ヶ月前及び帰国後速やかな期間内で、その都度協議とする。

イ 実施場所 別途協議

ウ 検査項目 「教職員定期健康診断検査項目」(別紙2)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 4人(うち2次健診は、1人)

羽曳野キャンパス 4人(うち2次健診は、0人)

りんくうキャンパス 5人(うち2次健診は、1人)

オ その他 健診に必要な受診票等については、その都度協議の上、速やかに各キャンパス担当者へ送付すること。

(2) 特殊健康診断(2次健診含む)

①～⑦の健康診断

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 各キャンパス及び工業高等専門学校で設定

ウ 検査項目 「教職員特殊健康診断検査項目」(別紙3)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

あ 電離放射線健康診断 374 人

② 特定化学物質健康診断 627 人

③ 有機溶剤健康診断 360 人

④ 高気圧業務健康診断 2 人

⑤ 鉛健康診断 4 人

⑥ 遺伝子組換え実験従事者健康診断

⑦ 特定業務従事者健康診断(病原体等実験従事者健康診断・ホルムアルデヒドを取り扱う実験従事者健康診断・エチレンオキシドを取り扱う実験従事者健康診断)

⑥、⑦合わせて 95 人

オ その他 (ア) 健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには各キャンパス及び工業高等専門学校担当者へ送付すること。

(イ) 年2回実施する。1回目は一般定期健康診断と同時に実施することで検査項目等の重複等をさけ効率化を図る。

(ウ) 対象教職員は、所属指定日以外でも受診することができる。

(エ) 受付及び会場設営等についても受託者が行うこと。

⑧ じん肺健康診断

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 各キャンパス及び工業高等専門学校で設定

ウ 検査項目 「教職員特殊健康診断検査項目」(別紙3)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

工業高等専門学校 2人(うち2次健診は、0人)

オ その他 (ア) 健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには工業高等専門学校担当者へ送付すること。

(イ) 対象教職員は、所属指定日以外でも受診することができる。

(ウ) 受付及び会場設営等についても受託者が行うこと。また、工業高等専門学校において実施するレントゲン撮影に係る機器(巡回車)については、受託者において配置し実施すること。

(エ) 中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパスにおいても検査の必要に応じて別途協議すること。

⑨ VDT 作業従事者健康診断

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 別途協議

ウ 検査項目 「教職員特殊健康診断検査項目」(別紙3)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 75人(うち2次健診は、0人)

羽曳野キャンパス 20人(うち2次健診は、0人)

りんくうキャンパス 7人(うち2次健診は、0人)

工業高等専門学校 12人(うち2次健診は、0人)

オ その他 健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには各キャンパス及び工業高等専門学校担当者へ送付すること。

⑩ ウイルス肝炎検査

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 別途協議

ウ 検査項目 「教職員特殊健康診断検査項目」(別紙3)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

羽曳野キャンパス 12人

オ その他 (ア)健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには羽曳野キャンパス担当者へ送付すること。

(イ)中百舌鳥キャンパス、りんくうキャンパス、工業高等専門学校においても検査の必要に応じて別途協議すること。

⑪ 小児期感染症抗体価検査

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 別途協議

ウ 検査項目 「教職員特殊健康診断検査項目」(別紙3)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

羽曳野キャンパス 30人

オ その他 (ア)健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには羽曳野キャンパス担当者へ送付すること。

(3)その他の健康診断

① 婦人科健診(乳がん、子宮がん)

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 別途協議

ウ 検査項目

<乳がん検診> 問診・診察、超音波、マンモグラフィ1あるいは2方向
(年齢により検査項目は異なる。)

<子宮がん検診> 問診、子宮内診(視診)、細胞診

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 85人(うち2次健診は、5人)

羽曳野キャンパス 92人(うち2次健診は、2人)

りんくうキャンパス 8人(うち2次健診は、1人)

工業高等専門学校 11人(うち2次健診は、0人)

オ その他 健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには各キャンパス及び工業高等専門学校担当者へ送付すること。

②大腸健診

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 別途協議

ウ 検査項目 便潜血反応検査

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 135人(うち2次健診は、7人)

羽曳野キャンパス 30人(うち2次健診は、2人)

りんくうキャンパス 7人(うち2次健診は、1人)

工業高等専門学校 49人(うち2次健診は、2人)

オ その他 健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには各キャンパス及び工業高等専門学校担当者へ送付すること。

③胃健診

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 各キャンパス及び工業高等専門学校で設定

ウ 検査方法及び検査項目

(ア) 問診(既往歴及び自覚症状の有無の調査)では、問診票に基づき必要項目の聞き取りを行うこととする。

(イ) 胃部エックス線検査は間接撮影によるものとする。

(使用するフィルムは、10×10cm以上とし、撮影枚数は8枚とする。)

ただし、身体障害等の理由により、検診車で間接撮影が困難な教職員については、別途委託先担当者と協議の上、受託者の健診施設において直接撮影(四つ切8枚以上)を行うものとする。

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 100人

羽曳野キャンパス 30人

工業高等専門学校 42人

オ 胃部エックス線写真の読影

読影については、十分な経験を有する2名以上の医師(うち1名は日本消化器がん検診学会の認定医であること)により行うものとする。

カ 精密検査に係る事務

「要精密検査」と判定された者が出た場合、原則委託者が指定する検診機関で精密検査を実施することから、速やかに対象者名簿を委託者が指定する形で報告するものとする。受診者に対して、胃部レントゲンフィルムや医師所見記録またはそれに代わるものの借用について対応すること。

ただし、受診者が希望すれば、受託者の健診施設において実施または他の検診機関へ紹介するものとする。受託者又は他の検診機関で精密検査を実施した場合その費用につい

ては受診者の自己負担とする。

キ その他 (ア)健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには各キャンパス及び工業高等専門学校担当者へ送付すること。

(イ)身体障害者の胃部X線撮影は、身体の状態により検診車で撮影が困難な場合は、受託者の健診施設で対応すること。

④水道技術管理者健康診断

ア 実施時期 「教職員健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

イ 実施場所 別途協議

ウ 検査項目 腸内細菌検査

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス 2人(うち2次健診は、0人)

オ その他 (ア)健診に必要な受診票等については、少なくとも実施の2週間前までには中百舌鳥キャンパス担当者へ送付すること。

(イ)中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパスにおいても検査の必要に応じて別途協議すること。

5 検査結果の判定

(1)胸部レントゲンの読影について、必要なものについては比較読影を、また、異なる医師による二重読影を行うこと。

(2)各種健康診断における個別の検査結果の判定、医師コメントは、基本的には受託者の基準において行う。ただし、委託者のシステムに適合するように、また、受診者が理解しやすいように、基準・レントゲンや所見コード・医師コメントなどについて協議し、調整を図るものとする。

6 受診結果

(1)一般定期健康診断に係る結果報告(雇入時・管理・深夜・海外派遣労働者含む)

① 受診報告書、未受診者リスト並びに受診者名簿については、委託者が指定する形式(エクセル)で、実施後すみやかに報告すること。詳細は別途協議する。

② 健康診断個人票及び結果のお知らせについては、委託者の指定により、所属ごとに50音順、あるいは職員番号順でとりまとめ、受診後2週間以内に各キャンパス及び工業高等専門学校担当者に提出すること。結果のお知らせは、2部作成し1部は委託者控えとし、1部は受診者個人宛とする。個人宛は、個々に封入し、所属、名前が分る状態とする。また、電子データによる結果も提出するものとする。詳細については、別途協議する。

③ 羽曳野キャンパスでは、上記に加えVDT検査の結果を一緒に封入すること。

④ 特殊健康診断を実施した場合は、上記に加え特殊健康診断結果報告書を一緒に封入すること。

⑤ 再検査等で各所属からのお知らせを入れる必要があるため、糊付けはしないでおくこと。

(2)一般定期健康診断2次健診に係る結果報告

健康診断個人票、受診者名簿、結果のお知らせについては、(1)に同じ。

(3)特殊健康診断(2次健診含む)に係る結果報告

健康診断個人票、受診者名簿、結果のお知らせについては、(1)に同じ。

① りんくうキャンパスにおいては、上記に加え VDT 検査の結果を一緒に封入すること。

(4)その他健康診断(婦人科検診、大腸検診、胃検診、水道技術管理者健診)に係る結果報告
健康診断個人票、受診者名簿、結果のお知らせについては、(1)に同じ。

(5)胸部レントゲン、心電図の判定にかかる結果報告

上記(1)～(3)までの結果報告時において、胸部レントゲン、心電図の判定については、委託者の判定基準に置き換えて入力し、報告すること。

① 必要に応じて、貸し出しを可能とすること。

(6)各健診ごとの集計結果の報告

要精密検査一覧表、所属別の結果一覧、労働基準監督署への報告様式に基づく集計結果等の報告書を作成し報告すること。詳細は別途協議する。

7 健康診断に係る事前準備について

(1)健康診断に係る実施日、実施時間及び実施方法については、委託者と受託者が調整のうえ、決定する。なお、健診の実施方法等について委託者から留意事項として指示することもある。

(2)健康診断に係る問診票や健診結果のお知らせについては、委託者と受託者の間で、協議の上、作成するものとする。

なお、年齢基準日は各実施年度の4月1日現在とし、受診票などの年齢はすべて基準日で統一すること。

(3)受託者が使用する検査方法、単位などが、委託者が使用する検査方法、単位などと異なる場合は、調整のうえ、委託者が使用する検査単位にあわせて報告するものとする。

8 精度管理

(1)受託者は、健康診断の質の向上を図るために、次の項目の実施に努めること。

① 検査結果の正確性を確保できるようにするための内部精度管理及び外部精度管理

② 健康診断を実施する者の知識及び技能の向上を図るための研修

(2)委託者が求めた場合は、精度管理の実施状況について報告すること。

9 個人情報の取り扱い

この事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないものとする。

10 健診実施時における留意事項

(1)受託者においては、健診に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任し、委託先担当者へ報告すること。また、責任者に変更がある場合も、速やかに報告すること。

(2)受託者は、健診実施に必要な数の医師、看護師等を健診場所へ派遣すること。

(3)受託者は、必要に応じ実施当日の受付名簿を作成すること。

(4)受託者は、健診実施場所において、医師や看護師等健診に係る業務員に実施機関名及び氏名を明記した名札等を着用させること。

- (5) 必要な検査機器の整備、管理には万全を期し、健診実施計画どおりに実施すること。併せて、開始時間、健診時間等も厳守すること。
- (6) 健診実施時には、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、待ち時間の短縮にも努めること。
- (7) 検査必要項目について、業務員が確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。また、必要のない項目を実施することがないよう、受診者の年齢等の確認を確実に行うこと。
- (8) 健診会場にて事故等異常事態が発生した場合は、速やかに報告すること。

11 その他

- (1) 胸部レントゲンフィルムや心電図記録用紙、問診記録、医師所見記録等、またはそれに代わるものの借用について、速やかに対応できる体制が整っていること。
- (2) 2次健診など別途日程を調整する必要のある健診について対応が可能であり、実施場所が受託者の健診施設でも実施可能なこと。
- (3) 健診における各検査及び所見の結果が、一定の基準を超えた場合は、速やかに連絡すること。
- (4) 健診結果、フィルム等は個人の経年管理ができるようデータを5年間保存し、委託者の要請により、契約終了後であっても、貸出を行うこと。
- (5) 委託者の要求に基づき、結果データの統計処理、資料作成が可能であること。
- (6) 健診業務実施に伴って発生する廃棄物は、受託者が責任を持って適法に処分し、それに係る経費は、受託者の負担とすること。
- (7) 事務に係る消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの旅費等、本件委託に伴う諸経費は受託者が負担すること。
- (8) 2次健康診断の検査内容・項目等は健診結果の報告を基に委託者と受託者が協議して決めること。
- (9) 「特定健康診査」用データについて、受託者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び関連省令に基づく医療保険者送付用データを厚生労働省の定める電子的標準様式に基づき作成し、収録した電子媒体(FD又はCD-R)を医療保険者へ提出するものとする。ただし、医療保険者送付用データ作成及びこれに要する費用については、受託者は地方職員共済組合大阪府支部、公立学校共済組合大阪支部、全国健康保険協会大阪支部など委託者にデータ提供依頼のある医療保険者ごとに別途協議すること。なお、データ作成に当たっては、地方職員共済組合大阪府支部と公立学校共済組合大阪支部、全国健康保険協会大阪支部など医療保険者ごとに記録を別々に作成すること(40歳未満の職員は含まないものとする。)
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項は委託者と受託者が協議して決める。

教職員健康診断実施計画書

別紙 1

(2-2)

(中百舌鳥キャンパス)

| 健康診断 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 | |
|------------------|---------|---------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---------|---------------------------|
| 雇入時(VDT配置前健診含む) | <-----> | <-----> | | | | | | | | | | | >-----> | 場所協議 5月以降の中途採用は随時実施 |
| 一般定期健康診断 | | | [3] | | | | | | | | | | | 中百舌鳥キャンパス |
| 特殊健康診断(VDTを除く) | | | [3] | | | | | 2 | | | | | | 1回目一般定期と同時実施 |
| 管理健康診断(胸部X線直接撮影) | | | [1] | | | | | 1 | | | | | | 中百舌鳥キャンパス |
| VDT作業従事者健康診断 | | | | | | | | | 1 | | | | | 中百舌鳥キャンパス |
| 海外派遣労働者健康診断 | <-----> | | | | | | | | | | | | >-----> | 別途協議 |
| 婦人科検診 | | | | | | | | | | | | | | 場所協議 |
| 大腸検診 | | | | | | | | | | | | | | 中百舌鳥キャンパス |
| 胃検診(一次検診のみ) | | | | | | | | | | | | | | 中百舌鳥キャンパス |
| 水道技術管理者健康診断 | | | [3] | | | | | | | | | | | 1回目一般定期と同時実施 2回目大腸検診と同時実施 |

※実施時期の[数字]は、健康診断に要するおおよその日数である。

※実施時期は、一部変更することがある。

※2次健診は、別途協議する。ただし、一般定期健康診断後、2ヵ月後及び3ヵ月後再検査(8月)の健診場所は中百舌鳥キャンパスにて実施する。

(羽曳野キャンパス)

| 健康診断 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 |
|---------------------|---------|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------------|
| 雇入時(VDT配置前検診含む) | <-----> | | | | | | | | | | | | 場所協議 |
| 一般定期健康診断 | | | [1] | | | | | | | | | | 羽曳野キャンパス |
| 特殊健康診断(VDT・肝炎検査を除く) | | | [1] | | | | | | [1] | | | | 1回目一般定期と同時実施 |
| 管理健康診断(胸部X線直接撮影) | | | [1] | | | | | | | | | | 一般定期と同時実施 |
| VDT作業従事者健康診断 | | | [1] | | | | | | | | | | 一般定期と同時実施 |
| ウイルス肝炎検査 | | | [1] | | | | | | | | | | 一般定期と同時実施 |
| 小児期感染症抗体価検査 | | | [1] | | | | | | | | | | 一般定期と同時実施 |
| 海外派遣労働者健康診断 | | | | | | | | | | | | | 別途協議 |
| 婦人科検診 | | | | | | | | | | | | | 場所協議 |
| 大腸検診 | | | | | | | | | | | | | 場所協議 |
| 胃検診(一次検診のみ) | | | | | | | | | | | | | 羽曳野キャンパス |

※実施時期の[数字]は、健康診断に要するおおよその日数である。

※実施時期は、一部変更することがある。

※2次健診は、別途協議する。

(りんくうキャンパス)

| 健康診断 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 |
|------------------|-----|-----|----|----|----|----|-----|-------|-----|----|----|----|------------------------|
| 雇入時(VDT配置前検診含む) | <—> | | | | | | | | | | | | 場所協議 |
| 一般定期健康診断 | | [2] | | | | | | | | | | | りんくうキャンパス |
| 深夜業務従事者健康診断 | | [2] | | | | | | [1] | | | | | 1回目一般定期と同時実施 |
| 特殊健康診断(VDTを除く) | | [2] | | | | | | [1] | | | | | 1回目一般定期と同時実施 |
| 管理健康診断(胸部X線直接撮影) | | [2] | | | | | | [1] | | | | | 1回目一般定期と同時実施 2回目場所別途協議 |
| VDT作業従事者健康診断 | | | | | | | | [1] | | | | | 2回目特殊健診と同時実施 |
| 海外派遣労働者健康診断 | | | | | | | | | | | | | 別途協議 |
| 婦人科検診 | | | | | | | | ←[5]→ | | | | | 場所協議 |
| 大腸検診 | | | | | | | | | | | 🏠 | | 場所協議 |
| 胃検診(一次検診のみ) | | | | | | | | | | | 🏠 | | 場所協議 |

※実施時期の[数字]は、健康診断に要するおおよその日数である。

※実施時期は、一部変更することがある。

※2次健診は、別途協議する。

(工業高等専門学校)

| 健康診断 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 |
|---------------------|-----|----|----|----|----|----|-----|-------|-----|----|----|----|--------------|
| 雇入時(VDT配置前検診含む) | <—> | | | | | | | | | | | | 場所協議 |
| 一般定期健康診断 | | | 🏠 | | | | | | | | | | 工業高等専門学校 |
| 特殊健康診断(VDT・肝炎検査を除く) | | | 🏠 | | | | | | | | | | 1回目一般定期と同時実施 |
| じん肺健康診断 | | | 🏠 | | | | | | | | | | 1回目一般定期と同時実施 |
| 管理健康診断(胸部X線直接撮影) | | | 🏠 | | | | | | | | | | 1回目一般定期と同時実施 |
| VDT作業従事者健康診断 | | | | | | | | | 🏠 | | | | 場所協議 |
| ウイルス肝炎検査 | | | 🏠 | | | | | | | | | | 一般定期と同時実施 |
| 婦人科検診 | | | | | | | | ←[5]→ | | | | | 場所協議 |
| 大腸検診 | | | 🏠 | | | | | | | | | | 一般定期と同時実施 |
| 胃検診(一次検診のみ) | | | 🏠 | | | | | | | | | | 1回目一般定期と同時実施 |

※実施時期の[数字]は、健康診断に要するおおよその日数である。

※実施時期は、一部変更することがある。

※2次健診は、別途協議する。

教職員定期健康診断検査項目

| | | 雇入時 健康診断 | 一般定期健康診断 | | 管理 | 深夜 2回目 | 海外 |
|----------------|--------------------|-------------|----------|-------|----|-----------|-----|
| | | | 30歳未満 | 30歳以上 | | | |
| 診察 | 問診・診察 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 身体測定 | 身長・体重・肥満度・(腹囲) | ○ | ○(腹囲除く) | ○ | | ○ | ○ |
| 視力検査 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 聴力検査 | 会話法 | | ○ | | | ○ | |
| | オーディオメーター | ○ | | ○ | | | ○ |
| 胸部X線間接撮影 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 胸部X線直接撮影 | | | | | ○ | | |
| 血圧測定 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 貧血検査 | 赤血球数 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | ヘモグロビン | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | ヘマトクリット | 注1○ | 注1○ | 注1○ | | | 注1○ |
| | 白血球数 | 注1○ | 注1○ | 注1○ | | | 注1○ |
| 血清尿酸 | | 注1○ | 注1○ | 注1○ | | | 注1○ |
| 肝機能検査 | GOT | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | GPT | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | γ-GTP | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 血中脂質検査 | HDLコレステロール | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | LDLコレステロール | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | トリグリセライド | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 血糖 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| HbA1c | | 注1○ | | 注1○ | | | 注1○ |
| 尿検査 | 蛋白 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 糖 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 安静時心電図 | | ○ | | ○ | | | ○ |
| B型肝炎 ウイルス | HBs抗原 | | | | | | 注1○ |
| | HBs抗体 | | | | | | ○ |
| 胃部X線間接撮影 | | | | | | | ○ |
| 腹部超音波検査 | | | | | | | ○ |
| 血液型検査 | | | | | | | 注2○ |
| 糞便塗沫検査 | | | | | | | 注3○ |
| VDT健診(配置前) | | ○ | | | | | |
| 診察 | 問診・診察 | | | | | | |
| 眼科学的 検査 | 視力、屈折、眼位、 調節機能 | | | | | | |
| 筋骨格系に 関する検査 | 上肢の運動機能 圧痛点等の検査 | | | | | | |

注1 法定項目に追加した項目

注2 海外 出国時のみ

注3 海外 帰国時のみ

教職員特殊健康診断検査項目

| | | 電離 | 特化 | 有機 | 鉛 | 遺伝子 病原体 | 高圧 | じん肺 | VDT | 小児期 感染症 | ウイルス 肝炎 |
|----------|-------------|----|----|----|---|------------|----|-----|-----|------------|------------|
| 診察 | 問診・診察 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 視機能検査 | 視力 | | | | | ○ | | | ○ | | |
| 聴力検査 | 会話法 | | | | | ○ | | | | | |
| | オーディオメーター | | | | | | ○ | | | | |
| 胸部X線直接撮影 | | | | | | | | ○ | | | |
| 血圧測定 | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 貧血検査 | 赤血球数 | 注 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | ヘモグロビン | 注 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | ヘマトクリット | 注 | | | | ○ | | | | | |
| | 白血球数 | 注 | | | | ○ | | | | | |
| 白血球百分率 | | 注 | | | | | | | | | |
| 肝機能検査 | GOT | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | GPT | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | γ-GTP | | | ○ | | ○ | | | | | |
| 血中脂質検査 | HDLコレステロール | | | | | ○ | | | | | |
| | LDLコレステロール | | | | | ○ | | | | | |
| | トリグリセライド | | | | | ○ | | | | | |
| 血糖 | | | | | | ○ | | | | | |
| 尿検査 | 蛋白 | | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | 糖 | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | デルタアミノレブリン酸 | | | | ○ | | | | | | |
| 循環器 | 肺活量 | | | | | | ○ | | | | |
| 眼の検査 | 水晶体の混濁 | 注 | | | | | | | | | |
| 皮膚の検査 | 発赤 | 注 | | | | | | | | | |
| | 乾燥又は縦じわ | 注 | | | | | | | | | |
| | 潰瘍 | 注 | | | | | | | | | |
| | 爪の異常 | 注 | | | | | | | | | |
| 代謝物の検査 | | | | 注 | | | | | | | |
| 眼底検査 | | | | 注 | | | | | | | |
| 血中鉛 | | | | | ○ | | | | | | |
| B型肝炎 | HBs抗原 | | | | | | | | | | ○ |
| ウイルス | HBs抗体 | | | | | | | | | | ○ |
| C型肝炎ウイルス | HCV抗体 | | | | | | | | | | ○ |
| 麻疹抗体 | | | | | | | | | | ○ | |
| 風疹抗体 | | | | | | | | | | ○ | |
| 水痘抗体 | | | | | | | | | | ○ | |
| ムンプス抗体 | | | | | | | | | | ○ | |

* 電離(電離放射線健康診断)については、医師が必要と認める場合に検査項目を追加することがある。

* 特定化学(特定化学物質健康診断)については、取り扱う物質等により必要とされる検査が異なる。

* 有機(有機溶剤健康診断)については、使用する溶剤により、代謝物の検査、眼底検査が必要な場合がある。また、医師が必要と認める場合に、神経内科学的検査を追加する場合がある。

* 鉛健康診断において、医師が必要と認める場合に、貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリン検査、神経内科学的検査を追加する場合がある。

仕 様 書(学生用)

1 件 名 大阪府立大学学生に対する健康診断(定期・特殊・その他)に関する業務の単価契約

2 委託期間 2019年4月1日から2020年3月31日まで

3 委託内容 大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス及び工業高等専門学校の学生に対する以下の健康診断等の実施

(1)定期健康診断(2次健康診断も含む)

① 一般定期健康診断

② 管理健康診断

(2)特殊健康診断(2次健康診断も含む)

① 電離放射線健康診断(新規・継続)

② 特定化学物質健康診断

③ 有機溶剤健康診断

④ 遺伝子組換え実験及び病原体等実験従事者健康診断

4 各健康診断における実施内容(3キャンパス+工業高等専門学校共通)

○(1)・(2)の各健康診断健診(以下「健診」という。)は、毎年度末(3月31日)までの受診とする。

○受託者は、実施に必要な人数の医師・レントゲン技師・看護師・受付等の要員を健診場所に配置し、実施時期の日数内で完了すること。また、受診票の配布、問診票の記入方法、説明等の総合受付事務要員を必要人数配置すること。

○受託者は、実施に必要な機器の準備及び健診会場設営等について責任をもって行うこと。

○健診は学生の昼休み時間帯も健診を持続できる要員を配置すること。(大学)

○各キャンパス及び工業高等専門学校で実施しない2次健診などの実施場所については、本業務受託者が指定する健診場所(以下「受託者の健診施設」という。)とするが、当該受託者の健診施設は、受診者の利便性を考慮し、大阪市内で交通至便である場所に所在するもので、土日実施可能な施設もあること。なお、大阪市内及び委託者の事業所より交通至便である所に受託者の健診施設を有する場合は、この双方で検診を実施することがある。

○発注予定数量は、あくまで想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注が、発注予定数量に満たない場合であっても、委託者は一切の責めを負わない。

(1)定期健康診断(2次健康診断も含む)

① 一般定期健康診断

ア 実施時期 「学生健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

(詳細は、別途協議する)

イ 実施場所 中百舌鳥、羽曳野、りんくうキャンパス、工業高等専門学校内で設定

ウ 検査項目 「学生定期健康診断検査項目」(別紙2)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

| | |
|-----------|--------|
| 中百舌鳥キャンパス | 5,800人 |
| 羽曳野キャンパス | 1,000人 |
| りんくうキャンパス | 200人 |
| 工業高等専門学校 | 900人 |

2次健診

| | |
|-----------|-----|
| 中百舌鳥キャンパス | 40人 |
| 羽曳野キャンパス | 40人 |
| りんくうキャンパス | 5人 |

オ その他

(ア)中百舌鳥キャンパスの要員は、受診票等の配布、問診票の記入方法説明、レントゲン撮影の誘導等の総合受付事務要員を10名程度配置することとし、レントゲン撮影については、委託者が指定する設営で実施すること。

(イ)羽曳野キャンパスにおける実施日は、協議のうえ決定する。要員については、定期健康診断項目の健診・採血を完了させるために必要な人員とする。

(ウ)羽曳野キャンパスの採血者には、別途試験管1本分の採血をすること。

(エ)りんくうキャンパスは定期健康診断・特殊健康診断を同時に実施するので、その期間は2日を要する。

(オ)りんくうキャンパスの受診票等の配布、問診票の記入方法説明等の総合受付事務要員2名、レントゲン車誘導1名の人員を要する。(もしくは総合受付事務要員2名、レントゲン車1台〈男女別〉を要する。)

(カ)工業高等専門学校における実施日は、保健室担当者と協議のうえ決定する。なお、結核検診、心臓検診は、同日同時間帯に実施すること。尿検査は、特記仕様書のとおり調整すること。

(キ)胸部 X 線間接撮影のみの受診がある。

(ク)身体障害者の胸部 X 線撮影は、身体状況により検診車で撮影が困難な場合は、受託者の健診施設若しくは受託者が指定する医療機関で対応すること。

(ケ)集団健診受診者全員に、委託者が用意する保健指導セットを配布すること。(大学)

② 管理健康診断

ア 実施時期 「学生健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり

(詳細は別途協議する)

イ 実施場所 中百舌鳥、羽曳野、りんくうキャンパス内で設定

ウ 検査項目 胸部レントゲン直接撮影 (但し、中百舌鳥キャンパスについては、身長・体重・視力・内科診察・問診も同時実施することがある。)

エ 予定人数(一年間分)

| | |
|-----------|-----|
| 中百舌鳥キャンパス | 40人 |
| 羽曳野キャンパス | 10人 |
| りんくうキャンパス | 3人 |

オ その他

(ア) 健診に必要な受診票等については、中百舌鳥、羽曳野キャンパスは名簿提出後7日以内、りんくうキャンパスは健診2週間前までに各キャンパス保健室へ送付すること。

(イ) 健診結果は2部作成し、7日以内に報告すること。

(ウ) 中百舌鳥・りんくうキャンパスにおける管理健診は、教職員と同時にそれぞれのキャンパス内で実施すること。

(エ) 上記に関する受付事務は受託者が行なうこと。

(オ) りんくうキャンパスは定期健康診断・特殊健康診断と同時に実施する。

(2) 特殊健康診断(2次健診含む)

①～④の健康診断

ア 実施時期 「学生健康診断実施計画書」(別紙1)のとおり (詳細は別途協議する)

イ 実施場所 中百舌鳥、りんくう、羽曳野、工業高等専門学校キャンパス内で実施すること。

ウ 検査項目 「学生特殊健康診断必要検査項目」(別紙3)のとおり

エ 予定人数(一年間分)

中百舌鳥キャンパス

(ア) 電離放射線健康診断 1,070人(新規210人・継続860人)

(イ) 有機溶剤健康診断 900人

(ウ) 遺伝子組換え実験及び病原体等実験従事者健康診断 5人

羽曳野キャンパス

(ア) 有機溶剤健康診断 20人

(イ) 遺伝子組換え実験及び病原体等実験従事者健康診断 10人

りんくうキャンパス

(ア) 電離放射線健康診断 220人(新規60人・継続160人)

(イ) 有機溶剤健康診断 175人

(ウ) 遺伝子組換え実験及び病原体等実験従事者健康診断 60人

工業高等専門学校

(ア) 特定化学物質健康診断 5人

(イ) 有機溶剤健康診断 6人

2次健診

中百舌鳥キャンパス

(ア) 再検査・精密検査 10人

(イ) 経過観察者検査(2-3ヵ月後フォロー) 50人

りんくうキャンパス

(ア) 再検査・精密検査 5人

(イ) 経過観察者検査(2-3ヵ月後フォロー) 3人

オ その他

(ア) 健診に必要な受診票等については、羽曳野キャンパスは7日以内、中百舌

鳥、りんくうキャンパス、工業高等専門学校は 2 週間前までに各キャンパス保健室及び工業高等専門学校保健室へ送付すること。

5 検査結果の判定

- (1)胸部レントゲンの読影について、必要なものについては比較読影を、また、異なる医師による二重読影を行うこと。
- (2)各種健診における個別の検査結果の判定、医師のコメントは、基本的には受託者の基準において行う。ただし、委託者のシステムに適合するように、また、受診者が理解しやすいように、基準、レントゲン所見、医師コメントなどについて協議し、調整を図るものとする。

6 受診結果

(1)一般定期健診に係る結果報告

- ① 健診結果データについては、大阪府立大学には委託者が指定するファイル形式(CSV形式)で作成し、健診終了後1週間以内に電子データを提出すること。中百舌鳥キャンパスは、問診、既往歴についても電子データで提出すること。また、毎年度末(3月31日)に最終健診結果データもファイル形式で提出すること。検査データのレイアウトについては、(別紙4)参照のこと。
工業高等専門学校には委託者が指定するファイル形式(CSV形式)で作成し、健診終了後1週間以内に電子データを提出すること。また、健診結果を一覧表にして報告すること。その際、学校名、学年、組・コース、出席番号の順の結果リストを提出すること。なお、学年、組・コース別に出席番号順に並べた一覧表は、前年度3月下旬に USBメモリー等によりデータで提供する。
- ② 委託者のシステムによる健診結果データの取り込みテストを納品前に実施すること。また、契約期間中に連携させるシステムのリプレースがあった場合、新システムに合わせてデータレイアウトの変更を無償で行うこと。(大学のみ)
- ③ 定期健康診断の結果報告は大阪府立大学においては(別紙6)、工業高等専門学校においては(別紙7)を参照しそれぞれのキャンパス、学校の必要とする形式で行うこと。各個人別封書での報告書(封筒には、学籍番号と名前を記載すること。)を作成すること、羽曳野キャンパス・りんくうキャンパスにおいては、紙媒体での一覧表を作成すること。その際、委託者名、学域(学類)、学部(学科)、研究科(専攻)、学籍番号、氏名順のリストで提出すること。加えて羽曳野キャンパスでは学生各自の健康診断票に記録すること。
- ④ 胸部レントゲン結果異常者(精密検査対象者)については、医師所見(レントゲン写真略図のスケッチ)のコピーを結果報告と同時に提出すること。
- ⑤ 健診における各検査および所見の結果が、一定の基準を超えた場合は、速やかに各キャンパス保健室及び工業高等専門学校保健室に連絡すること。
- ⑥ 大阪府立大学においては健診結果再検、精密検査等の指示内容の報告は、受診日、学籍番号、所属、氏名、所見、判定、再検・精密検査指示内容を一覧表にすること。工業高等専門学校においては健診結果再検、精密検査等の指示内容の報告は、(別紙

7)のとおりとすること。

(2)特殊健診に係る結果報告

- ① 健診結果データについては、委託者が指定するファイル形式(CSV形式)で作成し、健診終了後2週間以内に電子データを提出すること。また、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス、工業高等専門学校各々の特殊健診受診者結果一覧表を作成し報告すること。詳細については別途協議すること。(別紙6)検査結果データの項目は、(別紙5)を参照のこと。
- ② 健診結果データは、上記①とともに、労働安全衛生法に基づく様式で報告すること。また、健診結果データは、個人宛厳封したものと、委託者保存用のものを提出すること。ただし、中百舌鳥キャンパス分のみ、再検等指示のコメントのある場合は、厳封はしないこと。
- ③ 中百舌鳥キャンパスの個人宛結果はすべての特殊健診を一緒に封入し、個人宛結果に基準値、判定区分の説明書を同封すること。

(3)2次健診(定期健診・特殊健診)に係る結果報告(再検査・精密検査等を含む)

- ① 健診における各検査および所見の結果が、一定の基準を超えた場合は、速やかに保健室に連絡すること。
- ② 健診結果データは、個人宛厳封したものと、委託者保存用のものを提出すること。ただし、中百舌鳥キャンパス分のみ、個人宛結果に基準値、判定区分の説明書を同封し、要治療等指示のコメントのある場合は、厳封はしないこと。

7 健康診断に係る事前準備

- (1)受託者は、実施に必要な受診票等について各キャンパス保健室及び工業高等専門学校保健室に送付すること。大阪府立大学については学域(学類)、学部(学科)、研究科(専攻)、学年、氏名、学籍番号等あらかじめ名簿をもとに印字作成した用紙を、羽曳野キャンパスには1月中に、中百舌鳥キャンパスには健診実施日の4日前までに、りんくうキャンパスには健診実施日の2週間前までに送付すること。工業高等専門学校については、前年度3月下旬にUSBメモリ等により提供したデータをもとに、必要事項を印字した用紙を健診実施日の7日前までに送付すること。
- (2)健診に係る実施日、実施時間及び実施方法については、委託者と受託者が調整のうえ決定する。なお、健診の実施方法等について委託者から留意事項として指示することもある。尿検査は、委託者が指定する採尿具を受託者が準備し使用すること。
- (3)受託者は、実施に必要な機器の準備及び健診会場設営等について責任をもって行うこと。
- (4)健診に係る問診票や健診結果報告票等については、委託者と受託者の間で協議の上作成するものとする。

8 精度管理

- (1) 受託者は、健診の質の向上を図るために、次の項目の実施に努めること。
 - ① 検査結果の正確性確保のための内部精度管理及び外部精度管理
 - ② 健診を実施する者の知識及び技能の向上を図るための研修

(2) 委託者が求めた場合は、精度管理の実施状況について報告すること。

9 個人情報の取り扱い

この事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないものとする。

10 健診実施時における留意事項

- (1) 受託者においては、健康診断に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任し、委託先担当者へ報告すること。
- (2) 受託者は、健康診断に必要な消耗品及び機器を健康診断場所まで搬入・運搬すること。
- (3) 受託者は、必要に応じ実施当日の受付名簿を作成し、委託先担当者に報告すること。
- (4) 受託者は、実施場所において、医師や看護師等健診に係る業務員に実施機関名及び氏名を明記した名札等を着用させること。
- (5) 検査機器の整備、管理には万全を期し、健診実施計画どおりに実施すること。併せて、開始時間等も厳守すること。
- (6) 健診実施時には、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、待ち時間の短縮にも努めること。
- (7) 検査必要項目について、業務員が確実に把握し、未実施の項目が発生しないように留意すること。
- (8) 健診場所で事故等異常事態が発生した場合は、速やかに委託先担当者へ報告すること。

11 その他

- (1) 2次健康診断の検査内容・項目等は健診結果の報告を基に、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 定期健康診断及び特殊健康診断の未受診者、2次健診(再検、精密検査)は、実施場所が受託者の健診施設でも実施可能なこと。
- (3) 健診業務実施に伴って発生する廃棄物は、健診機関が責任を持って適法に処理しそれに係る経費は、健診機関の負担とすること。
- (4) 健診結果、レントゲンフィルム等は、個人の経年管理ができるようデータを5年間保存し、委託者の要請により、契約終了後であっても、貸出を行うこと。
- (5) 胸部レントゲンフィルムや問診記録、医師所見記録等、または、それに代わるデータの借用について、速やかに対応できる体制が整っていること。
- (6) 事務に係る消耗品及び機器の搬入・運搬、大学までの旅費等、本件委託に係る消耗品費用、機器搬入費用及び旅等の諸経費は受託者が負担すること。
- (7) いくつかの検査をまとめセット化している定期健康診断や特殊健康診断における請求書については、セット化した単位で単価及び件数を明記すること。
- (8) その他、この仕様書に定めのない事項は委託者と受託者が協議して決めること。

特記仕様書(工業高等専門学校 尿検査)

業務内容

1 日程調整等

- (1)検体回収日については、学校と日程の調整を行うこと。
- (2)資材の必要数については、学校と調整を行うこと。
- (3)日程は、次の通り調整すること。
 - ①一次検査は4回、二次検査は2回回収する。
 - ②一次検査分の1回目2回目の回収日は、原則として4月中に設定する。
 - ③一次検査の2回目は1回目の翌日とする。3回目は④と4回目は⑤と同日とする。
 - ④二次検査は一次検査の2回目終了後、概ね10～15日以内に設定し、女子の月経を考慮した日程とすること。
 - ⑤二次検査の2回目は1回目の概ね10日から15日以内に設定すること。
- (4)事前の書類送付等
 - ①検診実施日の概ね1週間前までに、調整の結果に基づき、検査に必要な資材を学校に搬入すること。資材は学校の数量を明記して梱包し、学校の担当者と個数の確認を行うこと。

2 検診業務の内容

(1) 一次検査関係

- ① 対象者 学生等全員
- ② 採尿容器等の資材配付について
 - ア 採尿容器や尿コップ等(使用方法が簡易で、利便性に優れているもの。また、尿検査専用の容器とし、衛生資材として取り扱いに留意すること。同時に、容器に貼る学年・組・氏名を記入できるシールを準備すること。学年・組・氏名を印字する必要はない)
 - イ 尿提出用袋(アが入り、上部が折り曲げられる大きさであること。学校名・学年・組・名前等の記入欄を設けること。シールを配布する場合は、学年・組・氏名の記入欄を作成すること。学年・組・氏名を印字する必要はない。)
 - ウ ア～イの資材を、40人分を1クラス分としてセットし、必要なクラス数分と予備分を配付すること。
 - エ 回収用ポリエチレン小袋(クラス数×2枚×2日間枚数+予備分)
 - オ 回収用ポリエチレン大袋(収集日数以上で必要な枚数)

③検査内容等について

- ア 検査項目 蛋白・潜血・糖
- イ 検査方法 試験紙法による dip and read 方式又は自動分析装置を用いて行うこと。また、試験紙等の使用にあたっては、適正な使用方法で検査のうえ判定すること。
- ウ 採取量 10ml
- エ 検体保存 常温(直射日光を避け風通しのよい涼しい場所)保存とし、概ね4時間以内に分析すること。
- オ 検体回収 学校への検体回収は、検診機関が行う。

- カ 検体回収時刻 13時頃を標準として学校と調整し決定すること。
- キ 回収時に異常尿(PH9以上・低比重・血尿や異臭などがあるもの)や尿量の著しく少ないものがあれば、2回目の回収時に再提出することを学校に連絡すること。
- ク 判定基準 次のとおりとする。
 - (a) 蛋白:試験紙法±以上を蛋白陽性とする。
 - (b) 潜血:＋以上を潜血陽性とする。
 - (c) 糖 :±以上を糖陽性とする。

④再検査基準 次の検体では、再検査を行うものとする。

- ア 試験紙結果で蛋白が「2+」以上の場合
- イ 試験紙結果で蛋白が「+」以上、かつ潜血「+」以上の場合
- ウ その他技師が必要と認めた場合

(2)二次検査関係

① 対象者

- ア 一次検査で蛋白陽性または潜血陽性と判定された学生
- イ 学校医が指示した学生
- ウ 昨年度検査結果の指導区分がE以上であった学生

② 採尿容器等の資材配付について

- ア 採尿容器や尿コップ等(使用方法が簡易で、利便性が発揮されるもの。また、尿検査専用の容器とし、衛生資材として取り扱いに留意すること。同時に、容器に貼る学年・組、氏名を記入できるシールを準備すること。)
- イ 尿提出用袋(アが入り、上部が折り曲げられる大きさであること。学校名・学年・組・名前等の記入欄を設けること。一次検査提出用袋との区別がつくように色分けすること。シールを配布する場合は、学年・組・氏名の記入欄を作成すること。)
- ウ ア～イの資材について、二次検査対象者数と予備分を配付すること。
- エ 回収用ポリエチレン小袋(クラス数×1枚×2日間枚数+予備分)
- オ 回収用ポリエチレン大袋(収集日数以上で必要な枚数)

③ 検査内容等について

- ア 検査項目 蛋白、潜血、糖、尿蛋白・クレアチニン比
但し、尿蛋白・クレアチニン比は、「2-(2)-③-キ」の判定基準により、蛋白陽性者に対して行う。
- イ 検査方法
 - (a) 蛋白・潜血・糖については、「2-(1)-③-イ」と同様とする。
 - (b) 尿蛋白・クレアチニン比
 - ・定量法とする。尿蛋白、クレアチニンそれぞれの定量値と比を明記すること。
 - ・尿蛋白定量の測定法 ピロガロールレッド法
 - ・クレアチニンの測定法 酵素法
 - ・尿蛋白・クレアチニン比＝尿蛋白／尿クレアチニン
 - ・小数点以下2桁まで明記すること。
- ウ 採取量 20ml(検査方法によっては10ml)

エ 検体保存 冷蔵保存とし、概ね 4 時間以内に分析すること。

オ 検体回収 学校への検体回収は、検診機関が行う。

カ 検体回収時刻 学校と打ち合わせのうえ決定すること。

キ 判定基準 次のとおりとする。

(a) 蛋白: 試験紙法+以上を蛋白陽性とする。

(b) 潜血: +以上を潜血陽性とする。

(c) 糖 : ±以上を糖陽性とする。

(d) 尿蛋白・クレアチニン比: 0.20以上を「所見あり」とする。

④注意事項

ア 「2-(2)-①」の対象者のうちイ・ウに該当する者は、一次検査未提出または一次検査陰性であっても二次検査対象者とし、提出用紙袋に「追」と記載して提出させるものとする。

イ 二次検査2回目の日程で、一次検査2回目を回収し、蛋白陽性の場合、同じ検体で、「尿蛋白・クレアチニン比」検査を行うものとする。

ウ 一次及び二次検査ともに検体回収後、学生名簿と照合し、検体の有無を確認すること。

(3)結果通知

①一次検査結果: 各次回検査日の1週間前までに学校へ送付すること。なお、各検診結果は、学校が提出した学生名簿(男女混合名簿等、出席番号まで明記)に準じて作成すること。

②二次検査結果: 次回検査日の1週間前までに学校へ送付すること。

③尿検査結果: 二次検査2回目終了後、概ね2週間以内に学校へ送付すること。

④学校への検診結果等は、すべて、「保健室親展」で送付すること。

学生健康診断実施計画書

| キャンパス | 定期 特殊 | 健康診断 | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | | 12月 | | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | | | 備考 |
|-------|----------|-----------|-------|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|----|
| | | | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | | | | |
| 中百舌鳥 | 定期健康診断 | 一般定期健康診断 | ←[5]→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 管理健康診断 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特殊健康診断 | 第1回特殊健康診断 | | | | ←[2]→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 第2回特殊健康診断 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 羽曳野 | 定期健康診断 | 一般定期健康診断 | ←[1]→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 管理健康診断 | ←[1]→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特殊健康診断 | 第2回特殊健康診断 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| りんくう | 定期健康診断 | 一般定期健康診断 | | | | ←[2]→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 管理健康診断 | | | | ←[2]→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特殊健康診断 | 第1回特殊健康診断 | | | | ←[2]→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 第2回特殊健康診断 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

学生健康診断実施計画書

| キャンパス | 定期 特殊 | 健康診断 | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | | 12月 | | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | | | 備考 |
|------------------|------------|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|----|
| | | | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | | | | |
| 工業 高等 専門学校 | 定期健 康診断 | 一般定期健康診断 | ↔ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定期健康診断 (尿) | ↔ | | ↔ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特殊健 康診断 | 特殊健康診断 | | | | | | | ↔ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 中百舌鳥キャンパスにおける一般定期健康診断の実施日の詳細は別途協議すること。
 りんくうキャンパスの一般健康診断実施日の詳細は、別途協議すること。
 羽曳野キャンパスの特殊健康診断は、年1回とし、第2回羽曳野キャンパス教職員と同時に行う。
 工業高等専門学校の定期健康診断実施日の詳細は、別途協議すること。(2019年4月5日予定)
 工業高等専門学校の特殊健康診断の実施日は、教職員定期健康診断と同時に行うこと。
 ※実施時期の[数字]は、健康診断に要するおおよその日数である。
 ※実施時期は、一部変更することがある。

学生定期健康診断検査項目

(2-7)
別紙 2

| 対象学年 | | 中百舌鳥キャンパス・りんくうキャンパス | | | | | | 羽曳野キャンパス | | | | | | | | |
|-----------------|------------|---------------------|----|------------------------------------|--------------|----------|----|------------|----|------------------------------------|--------------|----------|----|----|-------------------------------------|----|
| | | 検査項目 | | | | | | 検査項目 | | | | | | | | |
| | | 胸部間 接撮影 | 身長 | 体重 (BMI、標 準体重、 肥満度 含む) | 視力(矯 正視力) | 内科診 察 | 問診 | 胸部間 接撮影 | 身長 | 体重 (BMI、標 準体重、 肥満度 含む) | 視力(矯 正視力) | 内科診 察 | 血圧 | 検尿 | 肝炎検査 (HBs抗原、 HBs抗体、 HCV抗体) | 問診 |
| 学域・学部 | 1年・編入生・転入生 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2年以上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大学院 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 非正規生(科目等履修生を除く) | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |

| 対象学年 | | 工業高等専門学校 | | | | | |
|------|-----------------|------------|----------|-----|----|------------------------------------|--------------|
| | | 検査項目 | | | | | |
| | | 胸部間 接撮影 | 心臓検 診 | 尿検査 | 身長 | 体重 (BMI、標 準体重、 肥満度 含む) | 視力(矯 正視力) |
| 本科 | 1年・編入生 ・要管理者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2年以上 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 専攻科 | 1年 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2年 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

学生特殊健康診断必要検査項目

| | | 3キャンパス共通 | | | | 工業高等専門学校 | |
|------------|------------|----------|--------|---------|----------|----------|---------|
| | | 電離(新規) | 電離(継続) | 有機・特定化学 | 遺伝子・病原体等 | 有機 | 特定化学 注2 |
| 診察 | 問診・診察 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 身体計測 | 身長・体重 | | | | ○ | | |
| 視力・聴力(会話法) | | | | | ○ | | |
| 血圧測定 | | | | | ○ | | |
| 貧血検査 | 赤血球数 | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | ヘモグロビン | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | ヘマトクリット | | | | ○ | | |
| | 白血球数 | ○ | | | ○ | | |
| 白血球百分率 | | ○ | | | | | |
| 肝機能検査 | GOT | | | ○ | ○ | ○ | |
| | GPT | | | ○ | ○ | ○ | |
| | γ-GTP | | | ○ | ○ | ○ | |
| 血中脂質検査 | HDLコレステロール | | | | ○ | | |
| | LDLコレステロール | | | | ○ | | |
| | トリグリセライド | | | | ○ | | |
| 血糖 | | | | | ○ | | |
| 尿検査 | 蛋白 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | 糖 | | | | ○ | | |
| 眼の検査 | 水晶体の混濁 | ○ | ○ | | | | |
| 皮膚の検査 | 発赤 | ○ | ○ | | | | |
| | 乾燥又は縦じわ | ○ | ○ | | | | |
| | 潰瘍 | ○ | ○ | | | | |
| | 爪の異常 | ○ | ○ | | | | |
| 代謝物の検査 | | | | | | 注1 | |
| 眼底検査 | | | | | | 注1 | |

*注1有機(有機溶剤健康診断)については、使用する溶剤により、代謝物の検査、眼底検査が必要な場合がある。

*学生の代謝物検診は、医師が必要とする場合のみ実施する。

*注2特定化学(特定化学物質健康診断)については、取り扱う物質等により必要とされる検査が異なる。

健康診断結果データ・レイアウト

定期健康診断（学生）

| 番号 | 項目名 | 文字種 | 桁 | 内容 | 必須項目 |
|----|------------------|-------|-----|---|------|
| 1 | 学籍番号 | 半角英数字 | 10 | 英数字 10 桁 | 必須項目 |
| 2 | 健康診断種別 | 半角英数字 | 6 | 英数字 6 桁 | 必須項目 |
| 3 | 氏名 | 全角文字列 | 10 | 全角文字列 10 桁以内 | |
| 4 | 性別 | 半角英数字 | 1 | 男：1、女：2 | |
| 5 | 受診年月日 | 半角英数字 | 8 | YYYYMMDD | 必須項目 |
| 6 | 身長 (cm) | 半角英数字 | 3.1 | 整数 3 桁、小数 1 桁 | |
| 7 | 体重 (kg) | 半角英数字 | 3.1 | 整数 3 桁、小数 1 桁 | |
| 8 | 血圧 (最高) | 半角英数字 | 3 | 整数 3 桁 | |
| 9 | 血圧 (最低) | 半角英数字 | 3 | 整数 3 桁 | |
| 10 | 視力右 | 半角英数字 | 1.2 | 整数 1 桁、小数 2 桁 | |
| 11 | 矯正視力右 | 半角英数字 | 1.2 | 整数 1 桁、小数 2 桁 | |
| 12 | 視力左 | 半角英数字 | 1.2 | 整数 1 桁、小数 2 桁 | |
| 13 | 矯正視力左 | 半角英数字 | 1.2 | 整数 1 桁、小数 2 桁 | |
| 14 | BMI | 半角英数字 | 2.1 | 整数 2 桁、小数 1 桁 | |
| 15 | 胸部 X 線間接撮影年月日 | 半角英数字 | 8 | YYYYMMDD | |
| 16 | 胸部 X 線間接撮影フィルム番号 | 半角英数字 | 7 | 英数字 7 桁以内 | |
| 17 | 胸部 X 線間接撮影所見 1 | 全角文字列 | 10 | 全角文字列 10 桁以内 (胸部間接撮影判定と所見) | |
| 18 | 胸部 X 線間接撮影所見 2 | 全角文字列 | 10 | 未使用 | |
| 19 | 胸部 X 線間接撮影判定 | 半角英数字 | 1 | 「0」固定 | |
| 20 | 胸部 X 線直接撮影年月日 | 半角英数字 | 8 | YYYYMMDD | |
| 21 | 胸部 X 線直接撮影フィルム番号 | 半角英数字 | 7 | 英数字 7 桁以内 | |
| 22 | 胸部 X 線直接撮影所見 1 | 全角文字列 | 10 | 全角文字列 10 桁以内 (胸部間接撮影判定と所見) | |
| 23 | 胸部 X 線直接撮影所見 2 | 全角文字列 | 10 | 未使用 | |
| 24 | 胸部 X 線直接撮影判定 | 半角英数字 | 1 | 「0」固定 | |
| 25 | 尿検査年月日 | 半角英数字 | 8 | YYYYMMDD | |
| 26 | 尿検査 蛋白 | 半角英数字 | 1 | 「-」：1、「±」：2、「+」：3 「++」：4、「+++」：5、未受診：0 | |
| 27 | 尿検査 糖 | 半角英数字 | 1 | | |
| 28 | 尿検査 ウロビリゲン | 半角英数字 | 1 | | |
| 29 | 尿検査 潜血 | 半角英数字 | 1 | | |
| 30 | 心臓疾病 | 半角英数字 | 1 | 心電図検査不要：1、要心電図検査：2、未受診：0 | |
| 31 | ツベルクリン注射年月日 | 半角英数字 | 8 | YYYYMMDD | |
| 32 | ツベルクリン反応(mm) | 半角英数字 | 3 | 反応部直径をミリ単位で設定 (整数部 3 桁) | |
| 33 | ツベルクリン判定 | 半角英数字 | 1 | 「-」：1、「±」：2、「+」：3 「++」：4、「+++」：5、未受診：0 | |
| 34 | BCG 反応接種年月日 | 半角英数字 | 8 | 未使用 | |
| 35 | 医師の総合所見 | 全角文字列 | 10 | 定期健康診断で異常がない場合「異常なし」と入力 | |
| 36 | その他の疾病及び異常 2 | 全角文字列 | 10 | | |

| | | | | | |
|----|--------------|-------|----|--|--|
| 37 | 視力 0.1 未満 診察 | 全角文字列 | 20 | 視力 0.1 未満の結果を入力 診察で所見がある場合は判 定と所見を入力 | |
| 38 | 備考 | 全角文字列 | 80 | 未使用 | |

項目 (17) 胸部 X 線間接撮影所見 1 (全角文字列 10 桁以内) (胸部間接撮影判定と所見)
 所見がある場合入力例 ほぼ正常 胸膜癒着
 要精密検査
 要治療 気胸
 *スペースは全角扱いにする

項目 (22) 胸部 X 線直接撮影所見 1 (全角文字列 10 桁以内) (胸部直接撮影判定と所見)

* (17)・(22) 桁数を越えた分については、別紙報告

項目 (37) 視力 0.1 未満 診察 (全角文字列 20 桁以内)
 視力が 0.1 未満の結果を入力例 右裸眼 0.1 未満
 診察で所見がある場合の入力例 診察：ほぼ正常 機能性雑音

* (37) 桁数を越えた分については、別途報告

健康診断結果データ項目

特殊健康診断（学生）

○ 電離放射線健診

受診年月日、受診番号、集団名、所属名、学籍番号、内線番号、学年、漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、個人番号、業務経歴年月日(開始)、業務経歴年月日(終了)、業務名①、業務名②、業務名③、前回の健康診断までの実効線当量、前回の健康診断までの実効線当量、被ばく歴の有無、判定と処置、現在の業務名①、現在の業務名②、現在の業務名③、前回の健康診断後に受けた線量当量(外部被ばくによるもの)、前回の健康診断後に受けた線量当量(内部被ばくによるもの)、前回の健康診断後に受けた線量当量(事故等によるもの)、前回の健康診断後に受けた線量当量(眼の水晶体)、前回の健康診断後に受けた線量当量(皮膚)、医師診察記入欄(全身的所見)、医師診察記入欄(自覚的訴え)、医師診察記入欄(眼・水晶体の混濁)、医師診察記入欄(皮膚・発赤)、医師診察記入欄(皮膚・乾燥または縦じわ)、医師診察記入欄(皮膚・潰瘍)、医師診察記入欄(皮膚・爪の異常)、白血球数 F L G、白血球数、リンパ球 F L G、リンパ球、単球 F L G、単球、異型リンパ球 F L G、異型リンパ球、桿状核球 F L G、桿状核球、分葉核球 F L G、分葉核球、好酸球 F L G、好酸球、好塩基球 F L G、好塩基球、赤血球数 F L G、赤血球数、血色素数 F L G、血色素数、ヘマトクリット F L G、ヘマトクリット、全血比重 F L G、全血比重、医師の診断①、医師の診断②、医師の診断③、医師の診断④、医師の診断⑤、医師の診断⑥、医師の診断⑦

○ 有機溶剤健診

受診年月日、所属名、学籍番号、内線番号、学年、漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、自覚症状①、自覚症状②、尿蛋白、血色素数 F L G、血色素数、赤血球数 F L G、赤血球数、G O T F L G、G O T、G P T F L G、G P T、 γ -G T P F L G、 γ -G T P、医師の診断①、医師の診断②、医師の診断③、指示・指導等説明日、再検査年月日、再検査結果、判定・管理区分等、備考

○ 遺伝子組換・病原体健診

受診年月日、所属、学籍番号、内線番号、学年、漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、年齢、視力右、視力左、視力矯正右、視力矯正左、聴診所見 1、聴診判定、最高血圧 1、最低血圧 1、最高血圧 2、最低血圧 2、血圧判定、H D L コレステロールフラグ、H D L コレステロール、L D L コレステロールフラグ、L D L コレステロール、トリグリセライドフラグ、トリグリセライド、L D L / H D L 比フラグ、L D L / H D L 比、血清脂質所見、血清脂質判定、A S T (G O T) フラグ、A S T (G O T)、A L T (G P T) フラグ、A L T (G P T)、 γ -G T P フラグ、 γ -G T P、肝機能所見 1、肝機能所見 2、肝機能判定、グルコース(血糖)(空腹時)フラグ、グルコース(血糖)(空腹時)、尿糖(空腹時)、糖尿病所見、糖尿病判定、腎機能所見、腎機能判定、赤血球数フラグ、ヘモグロビンフラグ、ヘモグロビン、ヘマトクリットフラグ、ヘマトクリット、貧血所見、貧血判定、白血球数フラグ、白血球数、白血球所見、白血球判定、指示事項 1、指示・指導等説明年月日、再検査年月日、再検査結果、判定・管理区分等、備考

○ 特定化学物質

別途指示する。

注) 受診年月日等の年月日は、全て西暦年で半角数字 (YYYYMMDD) とする。

以上の検査項目は、検査を実施された項目のみ入力し、実施されなかった項目はスペースを入力すること。

健康診断の受診結果報告様式(大学)

| 健診の種類 | 対象 | キャンパス名 | | | |
|--------|---------|----------------------------|---------------|--------------|--|
| | | 中百舌鳥 | 羽曳野 | りんくう | |
| 一般定期健診 | 受診者全員分 | データ(CSV) | | | |
| | | 個人宛結果 | 個人宛結果の封書 | | |
| | | 委託者向け結果(集団を除く) | 紙の一覧表 | 2~4年生分を紙の一覧表 | |
| | | | 学生各自の健康診断票に記録 | | |
| | 胸部精検対象者 | 医師所見(レントゲン写真略図のスケッチ)のコピー | | | |
| | 2次健診対象者 | 2次検査者一覧表 | | | |
| 管理健康診断 | 受診者全員分 | 委託者向け結果 | | | |
| | | 個人宛結果の封書 | | | |
| | | データ(CSV) | | | |
| 特殊健診 | 受診者全員分 | データ(CSV) | | | |
| | | 個人宛結果に基準値、判定区分の説明書を同封 | 紙の結果一覧表 | | |
| | | 個人宛結果の封書(指示のコメントがある場合のみ開封) | 個人宛結果の封書 | | |
| | | 委託者向け結果(指示のコメントがある場合のみ2部) | 委託者向け結果 | | |
| | 2次健診対象者 | 個人宛結果に基準値、判定区分の説明書を同封 | | | |
| | | 個人宛結果の封書(指示のコメントがある場合のみ開封) | 個人宛結果の封書 | | |
| | | 委託者向け結果(指示のコメントがある場合のみ2部) | 委託者向け結果 | | |

健康診断の結果等報告様式（工業高等専門学校）

1. 一般定期健診

受診者全員分のデータ(CSV)、個人宛結果の封書

2. 胸部X線撮影

受診日、(当日の受診 No.)、学籍番号、学年、組・コース、出席番号、氏名

※受診当日は受診項目の違いにより、必ずしも出席番号順に受診しないため、当日の受診(フィルム)番号順の一覧表でも可

① 判定区分例

| | | | |
|---|------|---|-------|
| A | 異常なし | X | 再検査 |
| B | 要観察 | Y | 要精密検査 |
| C | 要治療 | S | 対症療法 |
| D | 治療中 | M | 未受検 |

② 一覧表例

| 受診日 | (受診 No.) | 学籍番号 | 学年-組・コース | 出席番号 | 氏名 | 所見 | 区分 |
|--------|----------|--------|----------|------|------|------|----|
| 30.4.8 | 100001 | R15004 | 1-2 | 12 | 高専太郎 | 異常なし | A |
| 30.4.8 | 100002 | R12201 | 4-C | 30 | 高専次郎 | 要精検 | Y |

3. 心臓検査

①心臓検査有所見者一覧例

| 受診日 | (受診 No.) | 学籍番号 | 学年-組・コース | 出席番号 | 氏名 | 所見 |
|--------|----------|--------|----------|------|------|---------|
| 30.4.8 | 100001 | R15004 | 1-2 | 12 | 高専太郎 | ST下降 |
| 30.4.8 | 100002 | R15101 | 1-2 | 13 | 高専花子 | 上室性期外収縮 |

4. 尿検査

①一次検査 クラス毎の結果一覧表例

| 学籍番号 | 受診日 | 学年-組・コース | 出席番号 | 氏名 | 蛋白 | 糖 | 潜血 |
|--------|--------|----------|------|------|----|---|----|
| R15004 | 30.4.8 | 1-2 | 12 | 高専太郎 | + | - | + |
| R15101 | 30.4.8 | 1-2 | 13 | 高専花子 | + | - | - |

②二次検査結果一覧表例

| 学年-組・コース | 出席番号 | 氏名 | 検査日 | 蛋白 | 糖 | 潜血 | 尿蛋白定量 (mg/dl) | クレアチニン定量 (mg/dl) | 蛋白/ クレアニン比 |
|-------------------------|------|------|------------|----|---|----|------------------|---------------------|---------------|
| 1-2 (学籍番号 R15004) | 12 | 高専太郎 | 一次 30.4.8 | + | - | + | | | |
| | | | 二次 30.4.23 | + | - | - | 20.1 | 339.37 | 0.06 |
| 1-2 (学籍番号 R15101) | 13 | 高専花子 | 一次 30.4.8 | + | - | - | | | |
| | | | 二次 30.4.24 | - | - | - | | | |

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報(「特定個人情報」を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により報告しなければならない。
2 作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により報告しなければならない。
3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 大阪府立大学の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
2 前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
2 正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバッ

- クアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
 - (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
 - (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
 - (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 大阪府立大学の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 大阪府立大学の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに返還し、破棄し、又は引き渡すものとする。ただし、大阪府立大学が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 大阪府立大学は、契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
2 大阪府立大学の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに報告し、協議の上で対応を行うこととする。

(契約の解除)

第16 本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより大阪府立大学が損害を被った場合には、大阪府立大学にその損害を賠償しなければならない。